

議案第 32 号

三朝町生活文化センター・町立みささ図書館設置条例の一部改正について
次のとおり三朝町生活文化センター・町立みささ図書館設置条例の一部を改正
することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に
より、本議会の議決を求める。

平成12年3月10日

三朝町長 吉田秀光

平成12年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町生活文化センター・町立みささ図書館設置条例の一部を改正する条
例

三朝町生活文化センター・町立みささ図書館設置条例（平成2年三朝町条例第
13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三朝町生活文化センター・町立みささ図書館の設置及び管理に関する条例
第1条に見出しとして「（目的）」を付し、同条中「及び」を「並びに」に改
め、「第10条」の次に「及び第16条」を、「設置」の次に「及び管理に関する事
項」を加える。

第2条に見出しとして「（図書館の設置）」を付する。

第3条に見出しとして「（委任）」を付し、同条を第4条とし、第2条の次に
次の1条を加える。

（協議会の設置等）

第3条 図書館に、町立みささ図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置
する。

2 協議会の委員の定数は、10人以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大 井 田 吉 委員長

大 井 田 吉 委員長
大 井 田 吉 委員長

大 井 田 吉 委員長

大 井 田 吉 委員長

大 井 田 吉 委員長

大 井 田 吉 委員長

大 井 田 吉 委員長

大 井 田 吉 委員長

大 井 田 吉 委員長

大 井 田 吉 委員長

大 井 田 吉 委員長

大 井 田 吉 委員長

大 井 田 吉 委員長

大 井 田 吉 委員長

大 井 田 吉 委員長

大 井 田 吉 委員長

大 井 田 吉 委員長

大 井 田 吉 委員長